

償還払いスケジュール イメージ図

鎌倉市保育課

子育てのための施設等利用給付認定をうけた方が、特定子ども・子育て支援施設等の確認をうけた施設を利用した場合、利用料が無償化(* 上限あり)されます。

この場合、保護者は特定子ども・子育て支援施設等に利用料を一度お支払いいただき、3ヶ月に1回、市へ償還払いの請求を行っていただく必要があります。

以下、1年間の流れを示しますので、請求漏れのないよう、よろしくお願いします。



償還払いの請求の流れ → 四半期とは、 4月～6月・7月～9月・ 10月～12月・1月～3月 をいいます。	保護者は利用料を施設にお支払いいただきます。
	① 保護者は「施設等利用費償還払い口座申請書」を初回請求日の1ヶ月前までに市へ提出してください。(振込口座の変更がない場合は、この1回のみ申請すれば、以降、申請不要です)
	② 四半期ごとに、施設から「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書(領収証)」が保護者に配布されます。 これを基に、保護者は「施設等利用費請求書(償還払い用)」を作成し、「施設等利用費請求書(償還払い用)」と施設から配布された「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書(領収証)」を四半期終了後の翌月末までに市に提出してください。 提出方法は、保育課窓口への持参もしくは郵送です。郵送の場合、四半期終了後の翌月末の消印有効です。
	③ ②に記載の期日までに市に提出されたものについては、請求書到着後1～2ヶ月程度で審査・保護者への支払を行います。
いかなる理由であっても、②に記載の期日までに提出されなかった場合は、次回の審査・支払としますので、ご注意ください。 また、書類の不備等の補完によって、市の支払スケジュールに間に合わなかった場合には、次回の審査・支払とする場合もありますので、あらかじめご承知おきください。	

<p>(例) 10月から12月の利用 →</p>	1月	施設から配布された「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書(領収証)」と保護者が作成する「施設等利用費請求書(償還払い用)」を1月末までに市へ提出。
	2月 3月	審査・支払を行います。
<p>(例) 1月から3月の利用 →</p>	4月	施設から配布された「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書(領収証)」と保護者が作成する「施設等利用費請求書(償還払い用)」を4月末までに市へ提出。
	5月 6月	審査・支払を行います。
<p>(例) 4月から6月の利用 →</p>	7月	施設から配布された「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書(領収証)」と保護者が作成する「施設等利用費請求書(償還払い用)」を7月末までに市へ提出。
	8月 9月	審査・支払を行います。

※以降、同様のスケジュールで請求・審査・支払を行います。